

駒ヶ根市議会 友好都市市議会親善訪問 10月11日～10月12日

駒ヶ根市と二本松市は、独立行政法人国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊訓練所がある都市同士として、平成12年に友好都市協定を締結し、平成25年度から親善訪問を行っています。

今回で3度目となる二本松市の親善訪問は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2年間延期されたもので、感染防止策を講じての交流となりました。

歓迎セレモニーでは議長より歓迎のあいさつを行い、視察では、JICA二本松の田中宏幸所長より訓練所の概要の説明と施設案内をしていただきました。また、二本松市歴史観光施設「にほんまつ城報館」、二本松の菊人形、道の駅さくらの郷、杉沢の大スギを巡り、本市の歴史、観光及び文化に触れていただき、駒ヶ根市議会との交流を深めました。



駒ヶ根市議会議員との集合写真



二本松少年隊群像前

令和4年度 安達地方市町村議会議長会 議員研修会 11月18日

令和4年度の安達地方市町村議会議長会議員研修会は、大玉村農村環境改善センターを会場に開催されました。

公益社団法人日本看護協会会长 福井トシ子先生（大玉村出身）を講師に招き、「地域における健康・療養支援の強化」を演題に講演いただきました。

現在の日本の保健・医療・福祉提供体制については、疾患発症後の対応が中心であること、健康な時からの健康増進・疾病予防、必要な支援につながっていない人への介入が不足していること等、課題指摘があり、制度の狭間に落ちる可能性のある人のフォローアップが必要との認識が示されました。日本看護協会としての将来ビジョンについても説明を受け、参加議員一同は理解を深めました。



講演：「地域における健康・療養支援の強化」

請願・陳情について

Q 「請願」「陳情」ってよく聞きますが、どういうものなの？

A 市民の皆さんの要望を市政に反映させる方法の一つに「請願」や「陳情」があります。市民の皆さんに限らず、どなたでも市政への要望などを請願書や陳情書として議会に提出することができます。

Q 「請願」と「陳情」の違いは？

A 議員の紹介があるものを「請願」、ないものを「陳情」と言い、「請願」は委員会で審査され、本会議で採択・不採択を決めます。

本市では、「陳情」は内容によって「請願」と同じ扱いにするなどを議会運営委員会で決定し、「請願」扱いにならなかった「陳情」は陳情書の写しを全議員に配布することとなります。

Q 「請願」が採択されたら、どうなるの？

A 採択されたものは、市長にその実現を要望したり、国や県、関係機関に意見書などを提出したりします。

Q 提出の方法は？

■提出場所 二本松市役所5階 議会事務局

■受付締切 定例会開会日の概ね5日前の午後5時まで
※3月、6月、9月、12月の定例会で審査されます。
また、締切日を過ぎた場合は次回の定例会扱いとなります。

■問合せ先 議会事務局（電話 0243-55-5144）

（記載例）

（表紙）

請願書（陳情書）

〇〇〇〇〇に関する請願書

紹介議員署名
(または記名押印)

（内容）

件名

請願の趣旨

理由

年 月 日

請願者住所

氏名（署名または記名押印）

二本松市議会議長 様

◎紹介議員の署名か記名押印が必要です。